

ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金（小規模型）と
小規模事業者持続化補助金比較表

	ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金（小規模型）	小規模事業者持続化補助金
補助金の目的	国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援します。	持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓等の取り組みや、地道な販路開拓等とあわせて行う業務効率化（生産性向上）の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するもの。
公募期間	平成28年2月5日（金）～4月13日（水）	平成28年2月26日（金）～5月13日（金）
申請先	各都道府県の中小企業団体中央会	都道府県商工会連合会
補助対象事業者	日本国内に本社及び開発拠点を有する中小企業者	日本国内に所在する小規模事業者（単独または複数の小規模事業者）
実施できる主な取り組み	○新規設備の導入 ○新商品・新サービスの開発 等	○新規設備の導入○広報・PR○展示会出展○新商品開発○店舗改装 等
補助金の概要	・補助金額：100～500万円 ・補助率：2／3以内 ・設備投資可能（必須ではない） ・補助対象経費：機械装置費、原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費	・補助上限額50万円 ・2／3以内 ※雇用の増加等に取り組む場合100万円 ※複数の事業者による共同事業の場合は事業者数×補助上限額（最大500万円を上限） ・補助対象経費：機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、委託費、外注費
その他	小規模型に応募する小規模企業者に対する加点あり。	過去に本補助金の交付を受けていない事業者について採択時に配慮

※詳細については各補助金の公募要領をご確認ください。